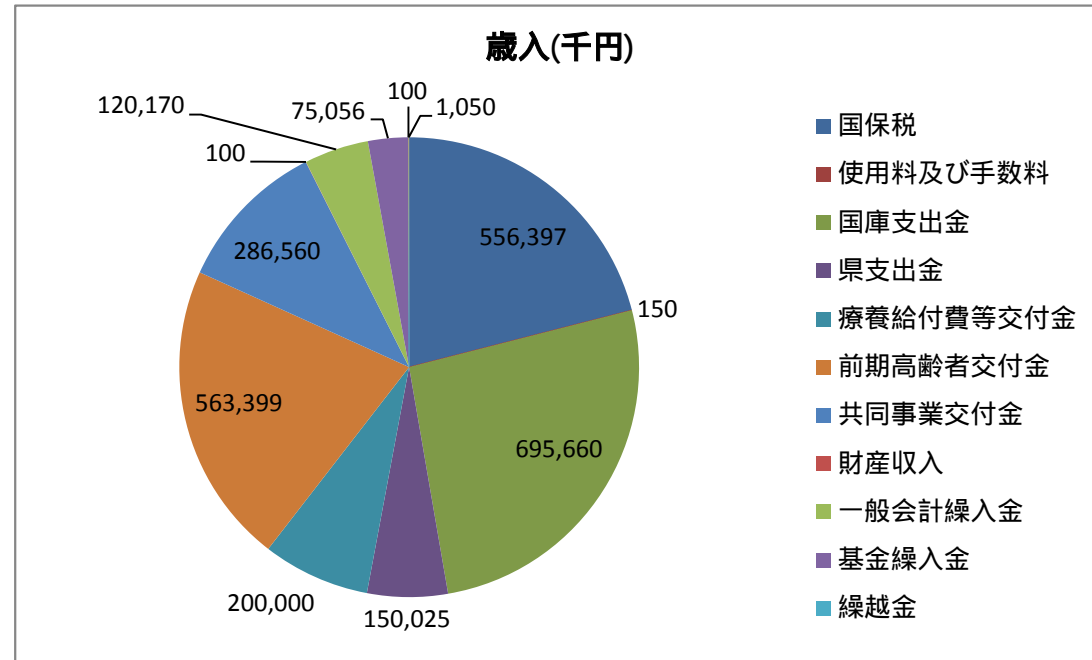


平成25年度 国民健康保険特別会計予算 【概要】

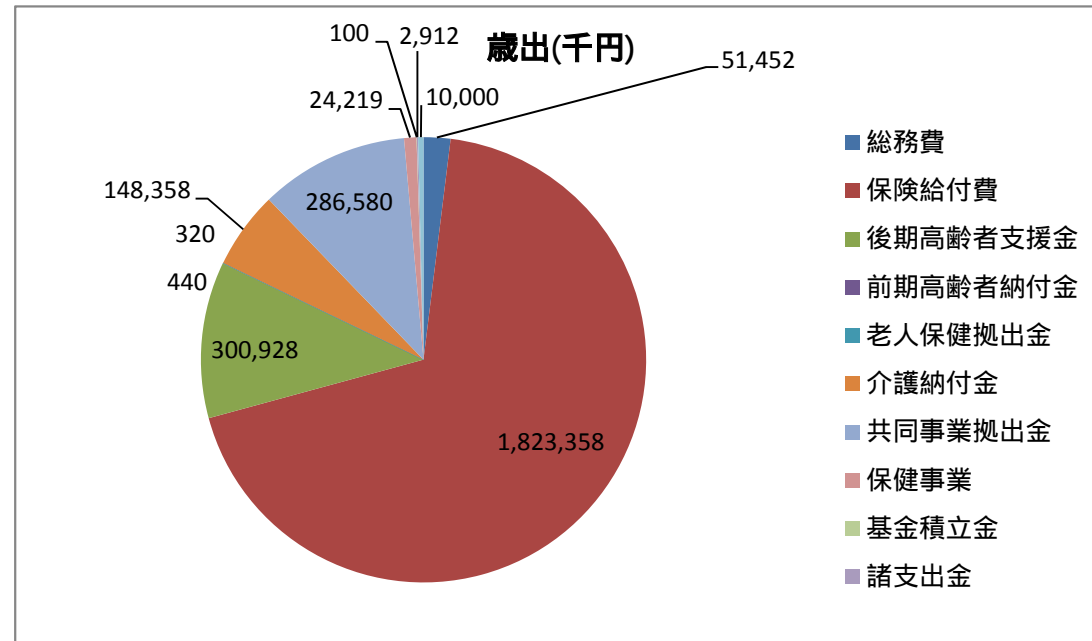
【歳入】

内 容	予算額(千円)	構成比率(%)
国保税	556,397	21.0
使用料及び手数料	150	0.0
国庫支出金	695,660	26.3
県支出金	150,025	5.7
療養給付費等交付金	200,000	7.6
前期高齢者交付金	563,399	21.3
共同事業交付金	286,560	10.8
財産収入	100	0.0
一般会計繰入金	120,170	4.5
基金繰入金	75,056	2.8
繰越金	100	0.0
諸収入	1,050	0.0
合 計	2,648,667	100.0



【歳出】

内 容	予算額(千円)	構成比率(%)
総務費	51,452	1.9
保険給付費	1,823,358	68.8
後期高齢者支援金	300,928	11.4
前期高齢者納付金	440	0.0
老人保健拠出金	320	0.0
介護納付金	148,358	5.6
共同事業拠出金	286,580	10.8
保健事業	24,219	0.9
基金積立金	100	0.0
諸支出金	2,912	0.1
予備費	10,000	0.4
合 計	2,648,667	100.0



国民健康保険特別会計 平成24年度決算（見込）・平成25年度当初予算の概要【歳入】

内 容	H24決算見込み額 (単位:千円)	H25当初予算額 (単位:千円)	説 明	
国保税	468,269	556,397	国保事業に要する費用に充てられるための徴収金です。	
一般分	411,992	486,592	(一般被保険者分)	
医療(現年)	235,758	290,616	徴収金のうち医療給付に充てられるものです。	
介護(現年)	44,657	45,000	徴収金のうち介護納付金に充てられるものです。対象：第2号被保険者(40歳～65歳未満)	
後期(現年)	113,564	133,976	徴収金のうち後期高齢者支援金に充てられるものです。	
医療(過年)	16,013	15,000	前年度までに納付されなかった国保税分です。(滞納繰越分)	
介護(過年)	1,000	1,000		
後期(過年)	1,000	1,000		
退職分	56,277	69,805	退職者医療制度：サラリーマンが高齢で退職した場合、退職後に国保に加入することが一般的ですが、医療の必要性の高まる時期に国保に加入することになり、その医療費の負担は主として国庫と他の一般被保険者に依存することになり、その緩和策として昭和59年10月に創設された制度です。この制度は被保険者の医療費の一部を被保険者保険等の拠出金から賄う点が最大の特色です。この制度は前期高齢者医療制度の発足とともに新規適用が停止され、最後の適用者が65歳に達する平成26年度をもって廃止となります。	
医療(現年)	28,477	37,475		
介護(現年)	12,876	13,741		
後期(現年)	14,324	17,989		
医療(過年)	500	500		
介護(過年)	50	50		
後期(過年)	50	50		
使用料及び手数料	238	150	督促状送付に伴うものです。(1件100円)	
国庫支出金	625,395	695,660		
国庫負担金	444,895	530,000	市町村の療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用について、国が定率の負担をするものです。	
療養給付費負担金	444,895	530,000		
高額医療負担金	10,390	12,970		
特定検診負担金	2,194	2,690	特定健診等に係る費用の一部を国が負担するものです。	
小計	457,479	545,660		
国庫補助金	167,715	150,000	財政調整交付金：主に財政力を考慮して配分される国・県の交付金です。普通調整交付金と特別調整交付金に分かれます。	
財政調整交付金	167,715	150,000		
出産一時金補助	40	0		24年度で廃止
高齢医療制度円滑補助金	161	0		
小計	167,916	150,000	普通調整交付金：市町村間の財政力(医療供給体制の整備状況や産業構造の違いによる医療費や所得)の差に応じて、その程度に応じて交付されるものです。	
県支出金	129,730	150,025	特別調整交付金：普通調整交付金の基準では措置できない特別の事情(風水害等による保険料の減免や流行病などにより療養の給付費が多額になった場合などの特殊事情による財政難の不均衡など)がある場合に交付されるものです。	
県負担金	10,390	12,970		高額拠出金 × 1/4
特定検診負担金	1,830	2,690		特定健診等に係る費用の一部を県が負担するものです。
小計	12,220	15,660		
県補助金	117,510	134,365	財政調整交付金	
療養給付費等交付金	209,949	200,000	退職被保険者等の医療給付に要する費用に充てるため、被用者保険等の保険者の拠出金を財源として交付されるものです。	
現年分	209,043	200,000		
過年分	906			
前期高齢者交付金	588,800	563,399	国保加入者における前期高齢者の割合に応じて交付されます。前期高齢者医療制度：65歳～74歳の方を対象とした、被用者保険(健保組合等)と国民健康保険間の医療費負担を調整するための制度です。前期高齢者の加入人数に応じて「前期高齢者交付金」が交付されます。(人数に応じて「拠出金」もあります。)	
現年分	588,800	563,399		
共同事業交付金	300,952	286,560	【高額医療交付金：高額医療費共同事業】市町村国保からの拠出金(国と県で1/4ずつ負担)を財源とし、1件80万円を超えるレセプトに係る医療費を県単位で共同して負担する事業。 【保険財政交付金：保険財政共同安定化事業】市町村国保からの拠出金を財源とし、1件30万円を超えるレセプトに係る医療費(30万円～80万円)を県単位で共同して負担する事業。 それぞれ交付される交付金。歳出としてそれぞれに対する拠出金があります。	
高額医療交付金	52,621	51,880		
保険財政交付金	248,331	234,680		
財産収入	756	100	国民健康保険基金の運用利子です。	
基金利子	756	100		
繰入金	218,027	195,226		
一般会計繰入金	118,027	120,170	保険基盤安定制度：低所得者を対象とした保険料(税)軽減相当額を国、県、市が公費で補填する制度です。国(1/2)、県(1/4)負担金は、保険基盤安定負担金として一般会計に交付されません。 国民健康保険(賦課・徴収・資格・給付)関係職員に係る費用です。 出産一時金の財源として一般会計から繰り入れるものです。 国保会計の安定化のために一般会計から繰り入れるものです。 法定繰入分といわれるものです。	
保険基盤(保険税分)	45,218	45,218		
保険基盤(保険者分)	13,578	13,578		
人件費	35,622	35,611		
出産一時金	4,246	6,400		
財政安定化	19,363	19,363		
計	118,027	120,170		
基金繰入金	100,000	75,056	国民健康保険基金を取り崩し繰り入れるものです。	
繰越金	7,680	100	前年度会計からの繰越金です。	
諸収入	9,898	1,050		
延滞金及び加算金	2,331	100	国保税に係るものです。	
雑入(第三者、返納金、指定公費等)	5,809	950		
特定検診負担金	1,758	0	特定健康診断受診に係る受診者負担金ですが平成25年度より無料化しました。(H24までは1,500円/人)	
合 計	2,559,694	2,648,667		

国民健康保険特別会計 平成24年度決算（見込）・平成25年度当初予算の概要【歳出】

内 容	H24決算見込み額 (単位：千円)	H25当初予算額 (単位：千円)	説 明
総務費	48,804	51,452	国民健康保険事業の運営に係る費用です。
総務管理費	44,688	44,142	
一般職給与	35,622	35,611	国民健康保険（賦課・徴収・資格・給付）関係職員に係る費用です。
嘱託・臨時	1,022	1,022	臨時職員賃金（庶務課算定額） 資格・給付関係
一般管理事業	5,690	5,155	事業の運営に係る一般管理費用です。
適正受診対策	1,161	1,161	医療費適正化のためのレセプト点検費用です。
連合会負担金	1,193	1,193	国保連合会への業務委託のための負担金です。
徴税费	3,927	6,838	
徴税事務費	3,927	4,723	国民健康保険税の徴収事務に係る費用です。
嘱託・臨時	0	2,115	臨時職員賃金（庶務課算定額） 徴税関係
運営協議会事務費	189	472	国保運営協議会に係る費用です。（委員報酬など）
保険給付費	1,690,135	1,823,358	保険給付に係る支出金の合計です。
療養諸費	1,486,049	1,596,958	療養の給付について保険者として負担する額です。
一般療養給付費	1,323,497	1,430,000	療養費用（医療・薬剤等）の個人負担分（例えば3割）を除いた残りを保険給付（保険者が負担）するものです。
退職療養給付費	141,164	145,000	療養費用（医療・薬剤等）の個人負担分（例えば3割）を除いた残りを保険給付（保険者が負担）するものです。（個人負担分（例えば3割分）を除いた額）
一般療養費	13,723	15,000	柔道整復師、補装具の費用など被保険者が一時立て替えて支払い、その後、申請により保険給付（保険者が負担）するものです。（個人負担分（例えば3割分）を除いた額）
退職療養費	1,358	1,500	柔道整復師、補装具の費用など被保険者が一時立て替えて支払い、その後、申請により保険給付（保険者が負担）するものです。（個人負担分（例えば3割分）を除いた額）
審査支払手数料	6,307	5,458	レセプト審査に係る費用です。 審査は国保連合会
高額療養費	196,164	214,700	
一般高額療養費	175,327	195,000	医療費の1か月の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を保険給付（保険者が負担）するものです。
退職高額療養費	20,780	19,000	医療費の1か月の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を保険給付（保険者が負担）するものです。
一般高額介護合算	57	500	世帯内の国保加入者について、1年間に「医療」と「介護」の両方に自己負担があり、その額が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を保険給付（保険者が負担）するものです。
退職高額介護合算	0	200	世帯内の国保加入者について、1年間に「医療」と「介護」の両方に自己負担があり、その額が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を保険給付（保険者が負担）するものです。
出産育児一時金	6,690	10,080	被保険者の出産に対して給付するものです。1件当たり420,000円（産科医補償制度対象外の場合は390,000円）
葬祭費	1,230	1,500	被保険者の死亡に伴い給付するものです。1件当たり30,000円
移送費	0	100	負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、緊急的に入院、転院の必要性があつて移送された場合に給付するものです。
結核給付金	2	20	被保険者である世帯主が結核による療養の給付を受けた場合に被保険者が負担する額を給付するものです。
後期高齢者支援金	327,107	300,928	
支援金	327,082	300,901	平成20年度に創設された「後期高齢者医療制度」の加入者の医療費（負担割合=国・県・市町村50%：現役世代40%：高齢者の保険料10%）のうち、現役世代分に充てられるものです。
事務費拠出金	25	27	
前期高齢者納付金	342	440	前期高齢者の割合に応じて負担するものです。（加入割合が少ないほど負担は大きくなる。加入割合の多さに応じて前期高齢者交付金として歳入がある）
事務費拠出金	25	33	前期高齢者医療制度：65歳～74歳の方を対象とした、被用者保険（健保組合等）と国民健康保険間の医療費負担を調整するための制度で、前期高齢者の加入人数の多い国保の財政支援を、若年者の加入の多い健保組合などから「前期高齢者交付金」として受けます。
納付金	317	407	前期高齢者の割合に応じて負担するものです。（加入割合が少ないほど負担は大きくなる。加入割合の多さに応じて前期高齢者交付金として歳入がある）
老人保健拠出金	18	320	老健法に基づき実施される医療と保健事業に要する費用について、保険者が共同で拠出するものです。医療費拠出金は医療に要する費用について拠出するもので、国2/10、県・市各1/10を負担し、残りの部分について各保険者の拠出金により賄われます。事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務等に要する費用、支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付等の業務に要する費用に充てられるものです。
医療費拠出金	0	300	老健法に基づき実施される医療と保健事業に要する費用について、保険者が共同で拠出するものです。医療費拠出金は医療に要する費用について拠出するもので、国2/10、県・市各1/10を負担し、残りの部分について各保険者の拠出金により賄われます。事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務等に要する費用、支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付等の業務に要する費用に充てられるものです。
事務費拠出金	18	20	老健法に基づき実施される医療と保健事業に要する費用について、保険者が共同で拠出するものです。医療費拠出金は医療に要する費用について拠出するもので、国2/10、県・市各1/10を負担し、残りの部分について各保険者の拠出金により賄われます。事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務等に要する費用、支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付等の業務に要する費用に充てられるものです。
介護納付金	154,094	148,358	介護保険制度への納付金です。 第2号被保険者（45～65歳未満）見込み数×一人当たりの負担見込額
共同事業拠出金	266,171	286,580	共同事業の実施主体：長野県国民健康保険団体連合会
高額医療費拠出金	41,563	51,880	高額医療費共同事業への拠出金です。（対象：レセプト1件当たり80万円超のもの）
その他拠出金	0	20	退職者資格管理の共同事業拠出金です。
保険財政拠出金	224,608	234,680	保険財政共同安定化事業への拠出金です。（対象：レセプト1件当たり30万円超～80万円のもの）
保健事業	18,778	24,219	
特定健診等	9,163	15,010	特定健診・特定保健指導に係る費用です。対象者：40～74歳
健康増進プログラム	1,080	1,209	医療費抑制のための健康増進、寝たきり予防の推進に関する費用です。
人間ドック	8,535	8,000	人間ドック受診に対する助成です。対象者：35歳以上 補助金額：日帰り15,000円 1泊2日20,000円 5歳毎の節目30,000円
基金積立金	757	100	
諸支出金	31,162	2,912	
保険税還付金	2,424	2,550	保険税還付金に充てるものです。
償還金	28,378	2	国等の負担金・交付金の前年度精算に伴う返還金です。
還付加算金	260	260	保険税の還付加算金に充てるものです。
指定公費負担返還金	100	100	高齢受給者（70～74歳）に係る医療費について特例措置（2割 1割）が取られています。特例分（1割）については国が負担するものですが、過誤等があった場合に返還するものです。
予備費	0	10,000	
合 計	2,537,368	2,648,667	

退職者医療制度：サラリーマンが高齢で退職した場合、退職後に国保に加入することが一般的ですが、医療の必要性の高まる時期に国保に加入することになり、国保の医療費負担は増加します。このような医療保険制度間の格差を是正するために、退職被保険者本人とその被扶養者に対する給付費（自己負担金以外の医療費）は、一般の被保険者とは別に会社等の健康保険からの交付金（療養給付費等交付金）により賄われています。保険税の計算方法及び給付については、退職被保険者と一般被保険者との違いはありません。

退職被保険者：次の3つの条件すべてにあてはまる方
 (1)国保に加入している方
 (2)厚生年金や共済年金の加入期間が20年以上（または40歳以降に10年以上）あつて老齢厚生年金・共済年金を受給している方
 (3)65歳未満の方